

医療DX推進の体制に関する事項及び情報の 取得・活用等について

電子的診療情報連携体制整備加算

(初診時/再診時/入院時等加算)

当院では、令和8年6月の診療報酬改定に伴う医療DX推進体制整備としての電子的診療情報連携体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

- ・健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制を整備しています。
- ・オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報を活用して、診療を実施しています。
- ・マイナ保険証利用を推進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・患者様へご請求させていただきます診療報酬は、区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付させていただきます。
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなど医療DXに係る取組みも実施して参ります（導入予定）

嶋田病院 院長 嶋田修美

2026年6月1日